

私立学校等教職員教育研究等推進事業実施要綱

平成7年9月5日改正

平成9年8月5日改正

平成20年7月28日改正

平成27年4月1日改正

(公益社団法人山形県私立学校総連合会)

第1 趣 旨

私立学校等に勤務する教職員の教育研究意欲の高揚を図るため、学術的に優れた教育研究等レポートについて、担当教育職員に対し、記念品（商品券又は図書券）「以下「記念品」という。」を贈呈するものとする。

第2 対象レポート

- 1 記念品の贈呈対象レポート（調査を含む。ただし、幼稚園、認定こども園については、日常活動における調査及び実践的研究を含むものとする。）は、本会に加盟する私学団体又は、各私立学校等において発行する教育研究紀要（本会に加盟する私学団体及び私立学校等以外で発行する学会誌、又は私学団体及び私立学校等で発行する記念誌等に登載公表されたものを含むものとする。）等に登載公表されたものとする。
- 2 当該教育研究レポートは、原則として前年度の調査研究（継続調査研究含む。）で、担当教職員は、前年度に在職しており、おおむね3年以内に第一執筆者として記念品の贈呈を受けなかった者とする。

第3 レポートの推薦

- 1 教育研究紀要等を発行し、あるいは関係する私学団体又は私立学校等は、当該紀要に登載公表した教育研究レポートについて記念品の贈呈を受けようとするときは、教育研究題名及び担当教職員を記載した推薦書（別紙様式）に当該紀要等を添付して、所定の期日まで推薦しなければならない。
- 2 推薦件数は、それぞれ3件以内とする。ただし、私学団体の紀要は、5件までとする。

第4 審 査

- 1 推薦のあった教育研究レポートは、私立学校等教職員研究レポート審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、審査するものとする。
- 2 審査委員会に関し必要事項は、別に定める。

第5 記念品の贈呈

- 1 記念品は、審査委員会の審査結果に基づき教育研究レポートの内容が学術的に優れていると認められているものについて、予算の範囲内で、当該担当教職員に対し贈呈するものとする。
- 2 記念品は、1件当たり30,000円に相当する記念品とする。ただし、内容的に特に優秀なものについては30,000円に相当する記念品を超えることができる。

第6 そ の 他

この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。